

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月22日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「技監」を「危機管理監 技監」に、「服務監」を「服務監 観光政策監」に、「給与課労政係」を「給与課労政担当」に改め、同表教育委員会事務局の項中「理事」を「理事 子ども安全統括官」に改め、「中高一貫・新設中学校開設準備室長及び総合制養護学校開設準備室長」及び「中高一貫・新設中学校開設準備室副室長及び総合制養護学校開設準備室副室長」を削り、同表監査事務局の項中「担当課長補佐」の右に「及び担当係長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)